

随意契約（相手方指定）調書

件名	児童下校時見守り業務委託	No.5200321
工（納）期	令和 6年 3月 31日	
契約締結日	令和 5年 4月 1日	
契約金額	41,646,244円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

業者選定理由書

件名	児童下校時見守り業務委託
指名業者 (案)	名称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 荒川区東尾久四丁目3番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	<p>本件は、区立小学校児童の通学路等に児童を見守る業務員を配置し、下校中の安全を確保する業務である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記法人を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約によることができるとの規定がある。</p> <p>② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を受託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。</p> <p>③ 上記法人は、平成17年度から本件業務を受託しており、その履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)